

茨城県後期高齢者医療広域連合  
情報セキュリティポリシー改定支援業務委託  
一般競争入札説明書

【内訳】

入 札 説 明 書  
仕 様 書

令和8年2月

茨 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合

# 入 札 説 明 書

令和8年2月26日に公告した茨城県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー改定支援業務委託に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務の名称

茨城県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー改定支援業務委託

### (2) 委託業務の内容

茨城県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー改定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 履行場所

仕様書で指定する場所

### (5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載してください。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(2) プライバシーマーク取得事業者又は ISO27001（ISMS 認証）の認証取得事業者であること。

(3) 全国の地方公共団体（一部事務組合含む）等が発注する以下のいずれかの業務に対して、業務委託についての受注実績が全国で5件以上ある者であること。

- ・情報セキュリティポリシーの策定・改定支援（実施手順作成も含む）
- ・情報セキュリティ体制整備支援

(4) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
- ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
  - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 番地 ミオス 1 階  
茨城県後期高齢者医療広域連合 総務課  
電話 029-309-1211  
FAX 029-309-1126

- (2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

- (3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）第 1 条第 1 項に定める休日を除く午前 9 時から午後 4 時までの間において行うものとする。

- (4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

FAX 又は E メールにより質疑応答書を提出すること。

E メールアドレス：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から令和 8 年 3 月 10 日（火）正午まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

#### ウ 回答方法

提出された質問に対する回答は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載する方法により行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

個別の回答は行わないので留意すること。

#### (5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の交付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記 3 (3) で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

① 一般競争入札参加資格確認申請書

② プライバシーマーク取得事業者又は ISO27001（ISMS 認証）の認証取得事業者であることを証明できるもの

③ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し

④ 契約実績証明書

⑤ 申出書

#### (6) 一般競争入札参加資格審査結果

一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、令和 8 年 3 月 13 日（金）までに審査結果通知書を発送する。

#### (7) 入札及び開札の日時及び場所

令和 8 年 3 月 24 日（火） 午後 2 時 30 分

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所

#### (8) 入札の辞退

上記 3 (1) に示す入札書の提出場所へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

### 4 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

##### ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 134 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

## イ 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。

ただし、財務規則第161条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ・入札に関する条件に違反した入札
- ・財務規則第139条に規定する事項（入札の公正を害する場合、入札金額が判読不能な場合、その他重大な不備がある場合等）に該当する入札

### (4) 契約書作成の要否

要

### (5) 落札者の決定方法

財務規則第135条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札結果の公表

入札結果は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページ等で公表する。

## 仕様書

### 1. 件名

茨城県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー改定支援業務委託

### 2. 目的

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という。）が改正された。改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護法が地方公共団体に直接適用されることとなり、個人情報保護法第66条の求める安全管理措置を講ずる義務が課せられている。

また、総務省による「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は定期的に改定されており、個人情報及び情報資産の保護に努めるよう求められている。

本業務では、情報セキュリティポリシーを上記ガイドライン等に準拠した最新版に改定するとともに、個人情報の安全管理措置と整合性のとれた情報セキュリティの強化に資することを目的とする。

### 3. 履行場所

茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階  
茨城県後期高齢者医療広域連合 事務所内

### 4. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 5. 業務の内容

#### (1) 実施要領の決定と組織体制の確立

受注者は、本業務の推進にあたり、業務内容、業務の進め方、発注者及び受注者の役割分担、進行管理を可能とする工程表を含む業務実施要領を作成する。

また、発注者における情報セキュリティ推進体制の整備を支援し、発注者の組織の役割及び責任体制を明確化するとともに、各課に情報セキュリティ推進担当者を設置するための助言を行う。

#### (2) 運用状況の把握・分析

受注者は、発注者の現行情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順、研修状況等を調査・分析する。

現状の運用における課題及び改善点を抽出し、「現状分析報告書」として

取りまとめ、発注者へ提出すること。

(3) 情報セキュリティ基本方針の改定

受注者は、現状分析の結果及び情報セキュリティ環境の変化を踏まえ、既存の情報セキュリティ基本方針を精査し、発注者の情報セキュリティ対策の基本的な考え方を示す文書として必要な改定を行う。

改定にあたっては、関連規程との整合性を確認し、体系として矛盾が生じないように調整する。

(4) 情報セキュリティ対策基準の改定

受注者は、改定した情報セキュリティ基本方針に基づき、既存の情報セキュリティ対策基準を精査し、情報セキュリティインシデント対応を含む組織共通の情報セキュリティ対策基準として必要な改定を行う。

また、対策基準と実施手順との整合性を確保する。

(5) 情報セキュリティ実施手順の策定

受注者は、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準に準じて、新たに必要となる情報セキュリティ実施手順を策定する。

策定にあたっては、実務での運用可能性を考慮し、必要に応じて発注者との協議を行う。

(6) 情報セキュリティポリシーの運用改善

受注者は、策定・改定した情報セキュリティ基本方針・情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順に基づき、現場の運用体制の改善策を提案し、「運用改善提案書」として取りまとめ、発注者へ提出すること。

また、必要に応じて、運用開始に向けた移行支援・定着支援を行う。

(7) 職員研修の実施

受注者は、策定した情報セキュリティポリシーの内容を周知し理解を深めるため、職員研修を実施する（1～2時間×2回）。

研修資料（スライド、テキスト等）を作成し、発注者に提供する。

(8) 法律や制度などの動向に関する情報提供

情報分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、情報セキュリティポリシーを策定、運用するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、記載事項等を検討していく必要がある。

また、受注者は、本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報を取りまとめ、必要に応じて情報提供を行う。

(9) 情報施策に関する各種情報提供

情報施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、情報セキュリティポリシーは国の方針を鑑みながら策定することが必要である。

受注者は、国等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、必要に応じて公表内容を整理し情報提供を行う。

(10) 情報施策に関する先進事例の提供

受注者は、情報施策を検討する際の資料とするため、必要に応じて、参考となる情報セキュリティポリシーなど先進事例の提供を行う。

6. 業務委託要件

(1) 受注者は、発注者の情報資産の安全性を確保し、企業としてのセキュリティ管理システムが確立されていることを証明しなければならない。具体的には、JISQ15001（プライバシーマーク）またはISO27001（ISMS 認証）の認証を取得し、適切に運用していること。（個人資格は対象外）

(2) 受注者は以下いずれかの業務の契約実績を有すること（茨城県内において直近3年以内に契約実績があること）。全国の地方公共団体（一部事務組合含む）等受託実績とする。

- ・ 情報セキュリティポリシーの策定・改定支援（実施手順作成も含む）
- ・ 情報セキュリティ体制整備支援

実績件数については、全国で5件以上の実績を有することを要件とする。

7. 成果品の作成・提出

(1) 業務実施要領

(2) 現状分析報告書

(3) 情報セキュリティ基本方針 データー式（Word 及び PDF 形式）

(4) 情報セキュリティ対策基準 データー式（Word 及び PDF 形式）

(5) 情報セキュリティ実施手順 データー式（Word 及び PDF 形式）

(6) 運用改善提案書

(7) 職員研修資料 データー式（PowerPoint 及び PDF 形式）

8. その他

(1) 機密保護・個人情報保護

本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。また、業務遂行のために発注者が提供した資料およびデータ等は、本業務以外の目的に使用してはならない。

(2) 契約不適合責任

契約期間中に、正当な理由なく要求性能水準に達していないこと、または設計ミス等による不良が判明した場合は、発注者と協議のうえ、無償で改良すること。

(3) 定めのない事項または疑義

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

9. 問合せ先

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階  
茨城県後期高齢者医療広域連合 総務課  
電話：029-309-1211 FAX：029-309-1126  
E-mail：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp